

# 経済建設委員会会議録

平成30年9月13日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:09

## 【 案 件 】

1. 認定第13号 平成29年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第14号 平成29年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第15号 平成29年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第16号 平成29年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第75号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例
6. 議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)
7. 議案第79号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
8. 議案第80号 市道路線の廃止
9. 議案第81号 市道路線の認定
10. 産業振興について

## 【 所管事務調査 】

1. 立岩踏切及び新飯塚駅前に接続する市道の安全対策について

## 【 報告事項 】

1. 飯まちプレミアム商品券の完売について (商工観光課)
2. 民間シェアサイクルを活用した実証事業の実施について (商工観光課)
3. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
4. 市道上における車両損傷事故について (穎田支所経済建設課)
5. 工事請負契約について (企業管理課)

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案4件の審査につきましては、一括議題とし、まず執行部から議案の補足説明を受け、その後審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決は保留し、最後に認定議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。なお、追加資料要求の通告はありませんでしたので、お知らせいたします。

それでは、「認定第13号 平成29年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 平成29年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたしま

す。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

それでは、「認定第13号 平成29年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第14号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第15号平成29年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、及び、「認定第16号 平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、第13号の水道事業会計の決算について、ご説明いたします。飯塚市公営企業会計決算書の19ページをお願いいたします。まず、平成29年度の(1)業務量でございますが、「イ 配水量」で、上段に記載しております年間総配水量は1454万9940立方メートル、そのうち、「ロ 種別、口径別有収水量」の計、下から2段目になりますが、1272万9094立方メートルでございます。有収率は87.49%で前年度比0.38ポイントの減少となっております。有収率の減少につきましては、昨年11月からことし1月にかけて、水江付近で水道管の老朽に伴います漏水があったことが大きな要因であると考えております。次に、「ハ 給水戸数、給水人口」についてですが、給水戸数は5万8262戸で、前年度より500戸ほど増加しております。給水人口につきましては12万5179人で、前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

次に、収支についてご説明いたします。公営企業会計決算資料3ページをお願いいたします。予算第3条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段になります。22億640万3588円となっております。うち給水収益、2行下になりますが、19億4161万2527円で、前年度に比べ若干の減少となっております。これは先ほども申し上げましたが、給水人口は減っておりますが、給水戸数が増加しておりますので、当初の見込みよりは緩やかな減少となっております。なお、調定額に対します収入率は現年度分で97.82%となっております。

次に、左側の支出の決算額、B列の上段になりますが、21億2276万5654円となっております。昨夏の渇水の影響によりまして、浄水場等の動力費、また、薬品費が増となっております。下段左側の損益計算ですが、消費税相当額を除く損益で3938万6601円の当年度純利益となっております。また、下段右側の剰余金計算でございますが、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度未処分利益剰余金は5億8827万8143円となっております。4ページをお願いします。予算第4条の資本的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段です。3億7708万5765円で、企業債と出資金が主なものとなっております。左側の支出の決算額、B列の上段です。12億4533万4721円で、主なものとしましては改良事業費で、秋松浄水場急速ろ過機改良工事など5億4819万7683円、3段目辺りにありますが、第8期拡張事業費で馬敷配水池築造(2工区)工事等1億3322万7799円、4番目の企業債償還金で4億5504万9582円でございます。なお、資本的収支の下部欄には、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づきまして、繰越額等を記載しております。決算の結果としましては、右中段に記載しております資本的収支不足額は8億6824万8956円となっておりますが、その下にお示ししておりますように当年度消費税収支調整額等の計22億3625万8198円の補填財源をもって補填しております。以上で水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、工業用水道事業会計の決算について、ご説明いたします。決算書の45ページをお願いします。まず、平成29年度の(1)業務量でございますが、契約件数は昨年度と同様の6社で、配水量の上段に示しております年間契約水量は17万455立方メートルで、その3行下に示しておりますけれども、年間総給水量は14万3044立方メートルとなっております。昨年度に比べてまして883立方メートルの増となっております。

次に、収支につきましてご説明いたします。決算資料7ページをお願いいたします。予算第

3条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段でございます、5441万8612円、左側の支出の決算額、B列の上段です、4874万9247円で、左中段の損益計算に記載しておりますように、消費税相当額を除く損益で490万6241円の当年度純利益となっております。また、その右側の剰余金計算に記載しておりますように、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度未処分利益剰余金は9708万6615円となっております。次に、予算第4条の資本的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段です、92万5千円、左側の支出の決算額、B列の上段ですが、1122万7167円となっております。この結果、その下に記載しておりますように、資本的収支不足額は1030万2167円となりますが、その下にお示ししておりますように、当年度消費税収支調整額等の計1051万2959円の補填財源をもって補填しております。以上で、工業用水道事業の説明を終わります。

続きまして、第15号の下水道事業会計の決算について、説明いたします。決算書の65ページをお願いします。まず、平成29年度の(1)業務量でございますが、「イ 処理水量」の上段に記載しております年間総処理水量は673万5490立方メートルで、前年度に比べ61万5139立方メートルの減となっております。この要因としましては、雨量の減少に伴いまして雨水処理水量が減少したものと考えております。中段のハの水洗化戸数ですが2万3630戸、水洗化人口は5万2459人で、昨年度に比べて微増となっております。

次に、収支についてご説明いたします。決算資料の8ページをお願いいたします。予算第3条収益的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段です、21億7011万3560円で、うち、2行下になりますが下水道使用料は10億1144万4560円で、前年度に比べまして560万円ほど増となっております。これは、先ほど申し上げましたが、水洗化戸数等の微増に伴うものでございます。なお、調定額に対する収入率は現年度分で97.08%となっております。次に、左側の支出の決算額、B列の上段になります、18億8644万4478円となっており、前年度に比べまして約2千万円の増となっております。主な要因としましては、28年度に終末処理場における機械・電気設備等の固定資産を取得したことに伴いまして、29年度から当該固定資産に係る減価償却が始まったため、減価償却費が増となったものでございます。下段左側の損益計算に記載しておりますように、消費税相当額を除く損益で2億5554万2886円の当年度純利益となっております。9ページをお願いします。予算第4条の資本的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段です、7億7423万3415円で、企業債と補助金が主なものとなっております。左側の支出の決算額、B列の上段です、14億8842万8980円で、主なものとしましては、2行下にありますが、施設整備費で伊岐須地区污水管渠布設(8工区)工事など2億7625万5360円、その下の施設改良費で片島ポンプ場機械設備改築工事など4億4504万1180円、さらに3行下にありますように、企業債償還金で6億5403万6985円でございます。決算の結果、右中段の資本的収支不足額は7億1419万5565円となりますが、その下に記載しておりますように、当年度消費税収支調整額等の計13億3276万1591円の補填財源をもって補填しております。以上、下水道事業会計の説明を終わります。

最後に、第16号の病院事業会計の決算についてご説明いたします。決算資料の12ページをお願いします。予算第2条の収益的収支につきましては、右側の収入の決算額、E列の上段です、3億9960万8394円、左側の支出の決算額、B列の上段です、5億6863万6465円で、中段の損益計算に記載しておりますように1億6902万8071円の当年度純損失となっております。この結果、中段右側の剰余金計算に記載しておりますように、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えました結果、当年度未処理欠損金は5億2881万1774円となります。なお、この当年度未処理欠損金につきましては、現金の収支を伴わない経費、減価償却費、資産減耗費などにより積み上がった損失でございます。病院運営に係

る交付金や企業債償還等の現金収支については、一般会計や指定管理者から受け入れておりますことから、事業運営に影響するものではございません。下段の予算第3条の資本的収支につきましては、収入、支出とも決算額は1億4391万6753円となります。以上、簡単ではございますが、認定議案第13号から第16号までの4件の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりました。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

工業用水道についてですけど、これは従来から言われておるんですけど、今回の意見書のむすびの中にも、工業用水道事業については「事業内容の抜本的な見直しを行い、適切な事業運営に努められることを要望します。」となっておりますけれど、これ、やはりどこかの時点で抜本的な見直しをしないといけない時期に来ておるのではないのでしょうか。というのは、鯉田の工業団地をつくりましたけれど、あそこには工業用水を引っ張っておりません。工業団地をつくって最後に引っ張ったのは、幸袋の工業団地までです。工業用水があることによって企業誘致が活性化するというは1つの条件だとは思いますが、近年そういう役目がなされていないと。それと、費用対効果を考えるとちょっと割高であるのはもう従来から言われておるので、こういうふうに意見書に意見が出ておりますので、これは要望ですけど、ここ1、2年という話にはならないかもわからないけれど、どうあるべきかはやはり、指摘されていることについて真摯に受け止めて、行政は取り組むべきだと思います。これは意見として述べさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、議題中、「認定第13号 平成29年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、「認定第14号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、「認定第15号 平成29年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、「認定第16号 平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。これより、討論、採決を行います。

議題中、「認定第13号 平成29年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成29年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成29年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第15号 平成29年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成29年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 20

再開 10 : 20

委員会を再開いたします。

次に、「議案第75号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第75号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の16ページをお願いいたします。本条例を制定する目的は、空家等対策の推進に関する特別措置法、以下、特措法と言わせていただきます、それでは対応できない長屋形式等の一部居住されている空き家の対策及び空き家等が人の生命、身体または財産に危害を及ぼすことを避けるため緊急的な危険回避措置が必要な場合、必要最小限度ではありますが、危険回避措置を行うことができるようにするため本条例を制定するものでございます。条例は第1条の「目的」から第9条の「委任」で構成をしております。第1条は目的を、第2条定義では「部分空家等」と「特定部分空家等」を規定しております。部分空家等とは、長屋もしくは共同住宅の住戸またはこれに附属する建物その他の工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地としております。また、特定部分空家等につきましては、部分空家等であって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市長が認めたものとしております。

17ページをお願いいたします。第3条は空家等または部分空家等の所有者の責務を、第4条は市の責務を規定しております。第5条は協議会を、第6条立入調査等には、部分空家等につきまして必要があると認めるときは立入調査等ができる旨を規定しております。18ペー

ジをお願いいたします。第7条特定部分空家等に対する措置では、第6条の立入調査により部分空家等を特定部分空家等と認めた場合には、所有者等に対し特措法第14条と同様に、助言・指導、勧告、命令の措置ができるよう規定しております。19ページをお願いいたします。第8条緊急安全措置では、空家等及び部分空家等の老朽化による資材の飛散等により、人の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあった場合、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置をとることができる旨を規定しております。第3項には措置に要した費用を所有者等に請求することができる旨を規定いたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○頼田支所経済建設課長

「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」について、補足説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるために提案するものでございます。本件の事故発生日時は平成30年4月27日午後5時30分ごろ、事故発生場所は飯塚市鹿毛馬地内市道小峠団地1号線、市営小峠東団地住宅内において発生しております。事故の概況といたしましては、市営小峠東団地住宅内の市道小峠団地1号線を赤池方面へ走行し、鹿毛馬方面に向けてUターンさせようとして、車両を道路右側に寄せて側溝グレーチングの上を通過したところ、グレーチングを抑えるL型アングルが一部欠損していたため、突然、グレーチングが跳ね上がり、車両右側サイドバンパー及び右側後方フェンダーを破損させたものでございます。この事故による和解につきましては、市の過失割合が100%であり、損害賠償金72万3600円を相手側に支払うものでございます。道路点検補修につきましては、日ごろより市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際は迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。なお、事故現場につきましては補修を完了しております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故について）」は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第79号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」について、補足説明をさせていただきます。議案書28ページをお願いいたします。飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了となるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、平成30年4月2日より5月31日まで募集要項の配布、4月27日説明会の開催、5月30日、31日におきまして申請受け付けなど公募による募集を行い、飯塚市指定管理者選定委員会におきまして審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。指定管理者に管理を行わせようとする期間は2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間としております。なお、施設の概要、指定管理者となる団体の概要等につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第80号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書31ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回廃止する路線は1路線、延長86メートルでございます。路線明細左端に記載しております一連番号1番の路線は、路線見直しに伴う路線を廃止するものでございます。路線箇所は32ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第81号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書33ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回認定する路線は4路線、延長345.9メートルでございます。路線明細書左端に掲載しております一連番号1番、2番及び4番の路線は、寄附採納に伴い路線を認定するものでございます。路線箇所は34ページ、35ページ及び37ページに記載しております。一連番号3番の路線は、先ほどの廃止路線の見直しに伴い路線の再認定を行うものでございます。路線箇所は36ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

執行部から、本委員会に付託を受けております「産業振興について」の中で、「第2次飯塚市観光振興基本計画の策定」について、説明したい旨の申し出がっておりますので、「産業振興について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。「産業振興について」を議題といたします。「第2次飯塚市観光振興基本計画の策定について」、執行部の説明を求めます。

○商工観光課長

商工観光課より第2次飯塚市観光振興基本計画の策定について、ご説明させていただきます。本件につきましては平成30年3月7日、4月25日及び8月8日の経済建設委員会において、策定に係る進捗状況について随時報告等を行ってまいりました。今回、平成30年7月30日から8月10日まで実施しました市民意見（パブリックコメント）を踏まえて、平成30年8月30日に市長に答申し、策定いたしましたので、当該計画の提出と合わせてその概要を説明させていただきます。資料をお願いします。8月30日に答申いただきました内容につきましては、近年、観光ニーズの多様化により、「見る」、「遊ぶ」だけの観光から、「目的」志向が広がり、自然や歴史だけでなく地域の個性あふれる文化や町並み、特産品、伝統行事、体験プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光づくりが求められていることに基づき、飯塚市の観光振興に向けたキーワードを『人と想い「つなぐ つなげる つながる」いづくか』とし、現在の観光課題を乗り越え、地域経済の活性化、イメージアップ、筑豊地域の発展へとつなげていくこと、また、関係機関、関係団体が連携し、観光客の周遊促進、大学生や留学生のアイデアや情報発信力を積極的に活用した観光振興施策の実現を期待することと提言いただいております。

資料2をお願いします。2018年9月策定の第2次飯塚市観光振興計画の目次をお願いいたします。構成は、本編としまして36ページまでの全5章、第1章「飯塚市観光振興計画の策定」、第2章「飯塚市観光の現状」、第3章「観光を取り巻く現状と飯塚市の課題」、第4章「観光振興の目的・基本方針」、第5章「基本方針における具体的取り組み」となっております。詳細につきましてはさきの経済建設委員会での報告と重なりますので、省略させてい



たきます。37ページから53ページまでをお願いいたします。こちらは資料編として、38ページには本編5章の具体的取り組みにおける優先度・実施時期について、また、39ページから49ページには、基本計画策定に向けた観光客アンケート調査結果について、合わせて50ページから53ページまでは、飯塚市観光振興基本計画策定委員会に係る委員名簿、開催日程及び委員会規則について、それぞれ掲載しております。今後は、市民意見募集（パブリックコメント）でいただいた、ホームページでの最新情報揭示の徹底や、観光タクシー導入要望などのご意見を踏まえ、答申時に提言いただきました内容と合わせて、37ページに記載しております具体的取り組みにおける、優先度が高く、実施時期の急がれます「観光推進組織の設立」や「観光専門家設置及び観光セミナーの実施」などから随時取り組んでまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

道祖委員から、「立岩踏切及び新飯塚駅前に接続する市道の安全対策について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

以前、一般質問で、立岩踏切の拡幅について取り組むようお願いしておりました。また、昨年6月の経済建設委員会においても、立岩踏切については歩行者の安全確保についてどうするんだという質問をさせていただきまして、そのときの答弁は平成30年度までに臨時の歩道をつくるようJRと協議していくという答弁であったと思います。その進捗状況について、お尋ねしていきたいということであります。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「立岩踏切及び新飯塚駅前に接続する市道の安全対策について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「立岩踏切及び新飯塚駅前に接続する市道の安全対策について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

おかげさまでもちまして立岩陸橋の歩道が完成しました。それとともに、市役所のご努力で新飯塚駅東側の一方通行の通路が相互通行になるということで、来年3月31日までに完成を予定して取り組んでいただいております。これは地域の住民にとって非常に便利がよくなるということで感謝申し上げます。ところが御承知のように、また東口にフードウェイができましたけど、その裏にまたマンションができ上がってきております。一層あそこの地区に居住される方がふえていくということになってきます。先ほどの、来年3月完成予定の道路が相互通行になりますと利便性がよくなるんですけど、これまで以上に立岩踏切の利用者がふえてくるのではないかと思います。その中で、飯塚高校に通う生徒の皆さん、それと近畿大学に通っている学生さんたちが徒歩、自転車而立岩踏切を利用しております。これについてはもう先ほど言いましたように、以前から、何年か前からこれは早く安全確保をしてほしいということ、取り組んでほしいということは要望してきておりましたけど、先ほど言いましたように、一層利便性が、利用する方がふえてくる可能性があります。それで前回、去年でしたか、委員会でJRとの交渉をよろしくということをお願いしておったわけですけど、仮に歩道をつくと

いうことで話を進めておるということでありましたけど、30年度も半分が過ぎ去ろうとしております。一向にその状況が見えてきておりません。また、歩道を広げれば東口から踏切の歩行者の確保もそうなんですけれど、飯塚高校の生徒は新飯塚の東口を降りまして通学しておりますけれど、陸橋の下から踏切に至るところも狭くございまして、車がやはり1台しか通らない、離合がしづらいということになります。だから以前も言っていたのは、東口から立岩踏切の間も整備していかないといけないのではないかとということをお願いしておったんですけれど。なかなか進んでないようですので、その後のJRとの交渉、行政の考え方はどうあるのか、確かめたいと思ひまして所管事務調査をさせていただきますので、ご答弁をお願いします。

○土木建設課長

昨年6月21日の経済建設委員会におきまして、平成30年度の事業化に向けて、市の予算確保及びJR九州との協議を引き続き進めてまいりますとの答弁をさせていただいております。その後の状況につきましては、立岩踏切から立岩大橋下につながる市道歩渡・坂本線の拡幅についてもご要望がっておりますので、立岩踏切の歩道設置と合わせて昨年10月にJR九州と協議を行っておりますが、今年度においても事業化には至っていないところでございます。

○道祖委員

事業化に至っておらんということでございますけれど、JRとの協議がどういうふうになっておるのか。何度も言いますけれど、だんだんだんだんあそこの踏切を使う人たちはふえております。歩行者、自転車、そして自家用車です。車両も使っておると。だから危険だと、危険が増していますということなんです。JRとの協議がどのようになっておるのか。JRとしてはあそこの踏切は使わないでくれと言っておるのか、使おうとするならば安全確保に対してどういう考えをお持ちなのか、協議の中でどういうふうな意見を言われておるのか、ご答弁をお願いいたします。

○土木建設課長

JRにつきましても、踏切の危険箇所について大変危険であるというふうな認識を持っていただいております。それで、この立岩踏切から立岩大橋下の市道の拡幅も含めてJR九州と協議いたしましたところ、踏切内だけの拡幅であれば踏切内の車両が侵入した際に、立ち往生等が懸念されるというふうなこともございまして、立岩踏切と市道の拡幅、その前後の市道も含めたところの全体計画をもとに協議を進める必要があるとのご意見をいただいております。それにつきまして、まず全体的な計画を持ってJR九州との協議を今後しなければならないというふうな状況になっているところでございます。

○道祖委員

前回、仮歩道ということをお願いしていて、その方向で話を進めておったら、JRとしてはそれでは中途半端だというような判断に立って、前後の市道の拡幅、先ほど私も言いましたけれどそれが必要だろうと。そうでしょうね、安全確保をするならば、車両が離合できるぐらいの、欲を言うならば車両が離合できる、それプラス歩道がついているのが理想でしょう。そういうことになれば費用も相当かさんでくると思います。それは確かに、以前、愛宕の踏切を改修してもらったときに相当な金額がかかったのは承知しております。あれも十数年、二十年近く言ってきて、やっとできたようないきさつがあるのは承知しておりますが、しかし、やはり住宅の中の踏切をつくることも大切なんですけれど、あそこはやはり通学路、学生、先ほど言いましたように、やはり飯塚高校の生徒、近畿大学の学生の通学路になっているのは事実なんです。ですから、費用がかかるのは承知しておりますけれど、やらないというわけにはいかないのではないかと。しないというわけにはいかないと思うわけですが、その辺についてはやる気があるのかなのか、市は。市がやっぱりやる気になって、JRと話をしていかないと、前後の道路を拡幅するのは市でございまして、その全体計画を持って協議に臨むということであるならば、市としての確保はどうか、お尋ねいたします。

○土木建設課長

この道路の拡幅、踏切の改良につきましては地元の強い要望もございます。市のほうといたしましても、大変危険な状況でありますことから、早期安全確保には努める必要があると考えております。今後、JR九州と具体的な協議ができるよう、全体計画を作成していく必要がありますので、積極的にその予算化に取り組んでまいりたいと考えております。

○道祖委員

いらぬことを言うかも知りませんが、飯塚高校というのは御承知のように、近年やはりいろいろな取り組みをやられて、全国にも名前が知られている学校になってきております。飯塚の飯塚高校、そこにお尋ねをする、訪問しようとしたときに、あそこの正門に行く道路というのは非常に、市道が狭くございます。不便でございます。そういうことを考えますと、やはり飯塚市の1つの顔であるならば早急に整備する必要があるのではないかと、そういうふうを感じるわけです。お金のかかることというのは承知しておりますけれども、その辺について、担当部局は一生懸命取り組みたいという意味は見て取れるわけですが、問題は予算の関係でございます。副市長のほうでどういうふう考えられておられるのか、ぜひご答弁いただきたいと思っております。

○副市長

高校生の通学路で、危険な状態であるということは十分認識いたしております。担当課長も申しますように、今後ともJRと引き続き協議を進めてまいりたいとは考えております。それに伴って予算化も当然出てくると思っておりますので、それも十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道祖委員

ぜひ早急に予算をつけていただきますようお願い申し上げます。ついでが1つ、またあるんですけども、怒られるかも知りませんが、芳雄の踏切についても、あれ車両はちゃんと離合できるんですけど、車が離合していたら、人が線路のほうを歩いていかななくてはいけないんです。あれは県道だということは承知しておりますが、これは県のほうに積極的に働きかけて、あそこもやはり地元のためには歩道整備をお願いしていくべきだと思いますので、ついでには申しわけないんですけど、汗をかいていただきますようお願い申し上げますが、いかがでしょうか。

○土木建設課長

JR新飯塚駅から博多駅側にございます芳雄通踏切につきましても、市のほうとしても大変危険な踏切であることは認識しております。したがって、県道幸袋・柏の森線というふうなところから、福岡県に対して現在、改良の要望をしているところでございます。引き続き、飯塚県土整備事務所において危険箇所として捉えていただいておりますので、さらに要望をしていきたいと思っております。

○道祖委員

よろしくお願いいたします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯まちプレミアム商品券の完売について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「飯まちプレミアム商品券の完売について」、ご報告いたします。飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携して予約受け付けしておりましたプレミアムつき商品券につきましては、平成30年7月12日から8月3日までの23日間の事前申し込みにおいて、4557名の応募があり、抽せんの結果、2721名の方が当選されました。当選者を対象とした一次販売を9月1日から9月7日まで行いましたところ、1万8897冊、1億8897万円分が引き換え販売されましたが、未引きかえ分が1103冊、1103万円分発生したため、9月9日曜日に飯塚市役所において二次販売を実施いたしまして、合わせて2万冊を完売いたしました。今後はプレミアムつき商品券の有効期限が平成31年1月31日まででありますので、期間内の使用について、ホームページ等で周知を図ってまいります。以上、簡単でございますが、飯まちプレミアム商品券の完売について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「民間シェアサイクルを活用した実証事業の実施について」、報告を求めます。

○商工観光課長

民間シェアサイクルを活用した実証実験について、ご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。飯塚市では本年9月に策定しました第2次飯塚市観光振興基本計画の基本方針における「受入環境の充実」について、主要駅やバスターミナルから自転車等を活用した観光施設を結ぶ二次的交通手段の確保を掲げております。このことにつきまして、観光資源を中心、起点とした市内の周遊を促進するため、電動アシストを含むGPS機能つき自転車を活用したエコバイク株式会社が行います民間シェアバイクの実証実験により、移動行動の特色や利用時間帯、利用頻度など各種データを集約、分析するため実施するものでございます。実証実験期間は本年9月から1年間をめどとしております。事業主体として、それぞれの役割としまして、エコバイク株式会社様が車両やサイクルポートといたします駐輪施設の設備費用、管理運営費用まで負担されます。資料2ページをお願いします。飯塚市としましては、JR新飯塚駅を中心として半径2キロメートル圏内に西鉄バスターミナルやJR新飯塚駅などの公共交通拠点と、旧伊藤伝衛門邸や嘉徳劇場及び中心市街地など観光資源拠点及びその近隣の市有地に、サイクルポートを設置できるスペース10カ所の無償提供を行うこととなっております。当初はシェアバイクを20から30台程度配置し、状況により台数やサイクルポートの設置箇所などを増設いたします。

資料2をお願いいたします。参考としまして、資料の4ページ目にサービス提供のシステム概要について、また、6ページ目の企業間パートナーシップについて、12ページ目のサイクルポートの概要について、最後に14ページ目の放置自転車対策について、資料提出をさせていただいております。なお、本日午後4時から本庁舎3階の庁議室において、本事業に係りますシェアサイクル実証実験に関する基本協定調印式をとり行うこととしております。以上、簡単ですが、民間シェアサイクルを活用した実証実験の実施について、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博文委員

これ実証実験を実施されますけれども、当然、駐輪場を含めて整備は事業主がされると思

ますけど、これに伴って自転車が優先的に通れるような道路整備まで考えてあるんですか。

○商工観光課長

現在のところはそこまでの分には至っておりません。今回の分につきましては、観光施設を結ぶ二次的交通手段、こちらが利用可能かどうかということも調査をさせていただきたいということで、道路整備の分についてはまだ検討いたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は平成30年8月16日木曜日、午後4時20分ころ、中地内の市道三角線において、当事者が自宅方向に走行中、側溝に乗り上げたところ、固定されていなかったグレーチングふたがずれて左側前輪タイヤが側溝にはまり、タイヤ及びホイールを損傷させたものでございます。この事故によります過失割合については、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものです。また、道路の補修点検につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載を行い、職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○穎田支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。本件事故は平成30年7月30日午後9時ごろ、神籠石ため池横の自宅に帰宅するため、未舗装の市道水落・悪所谷線を通行していたところ、7月6日の大雨によりできた穴に車両右側前後輪を落とし、フロントバンパー及びサイドマットガードを破損させたものです。事故によります市の過失割合は20%であり、相手方車両の損害賠償額は3万6514円となっております。道路の点検、補修につきましては、日ごろより市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。なお、事故現場につきましては補修を完了しております。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

企業局から工事請負契約の締結につきまして、ご報告をさせていただきます。今回報告をいたします工事は土木一式工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、1件目につきましては市内土木一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付けされている要件等を、また、2件目に

つきましては市内土木一式工事のⅡ等級に格付けされている要件等をそれぞれ公告し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明をいたします。資料1ページをお願いいたします。伊川汚水幹線管渠布設工事につきましては、31者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5648万760円、落札率85.07%で有限会社大川産業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式による入札を執行し、2者の同額応札があったことから、地方自治法施行令の規定に基づきましてくじ引きにて落札者を決定いたしております。次に、資料2ページをお願いいたします。相田地区污水管渠布設（8工区）工事につきましては17者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4563万8640円、落札率86.76%で毛利土木株式会社が落札をしております。なお、本件の入札につきましては最低制限価格によります17者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきましてくじ引きにて落札者を決定いたしております。以上、簡単ではございますが、工事請負契約について、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。